

平成25年11月22日

J B B F の公式見解

磯野武夫，宮本譲治，臼井修の3氏とのスポーツ仲裁申立について

公益社団法人 日本ボディビル・フィットネス連盟

会長 玉利 齊

1 平成24年10月6日開催の理事会，総会において決定された，磯野武夫氏，宮本譲治氏，及び臼井修氏に対する，理事解任及び公認審査員の資格停止について，日本スポーツ仲裁機構に対し，磯野氏から平成25年3月22日付で，宮本氏及び臼井氏から同年4月3日付で，理事解任及び公認審査員の資格停止の決定の取消しを求める仲裁の申立てがなされた。

これに対し，日本連盟は藤岡理事（弁護士）を中心に対応してきた。

仲裁手続は，双方当事者が，それぞれの主張を提出する形で進められ，10月2日（水）に審問期日が開かれ，磯野氏，宮本氏及び臼井氏の証人尋問を実施したうえで，終結した。

2 平成25年10月22日に，仲裁判断（裁判における「判決」にあたる）がなされた。

仲裁判断の内容は，以下のとおりである。

- ① 理事解任の決議の取消しについては，理事である申立人らは，スポーツ仲裁の申立権限がないとして却下した。
- ② 公認審査員の資格停止の決定の取消しについては，申立人らが連盟の適正化を意図して行動したと主張していることから，日本連盟の運営が適正であ

るとしても、申立人らの動機・目的は理解できないわけではないとし、また、公認審査員の資質・適格という観点から見ると、申立人らの行動が、公認審査員の資格停止とするほどの行為とは言えない、との理由から、公認審査員の資格停止の決定を取消した。

3 仲裁判断に対する日本連盟の見解は以下のとおりである。

- ① 理事解任の決議取消の申立てが却下されたことについては、日本連盟は、仲裁手続の当初から、日本仲裁機構が仲裁権限を有しないことを主張して申立ての却下を求めていたものであるから、却下の判断は、日本連盟の主張が認められたものであり、納得できる結果であると考える。
- ② 公認審査員の資格停止の決定を取消したことについては、**a** 仲裁パネルは申立人らの連盟の正常化を求めるとする心情に着目して取消しの判断をしたものであって、日本連盟が適正に運営されていることを否定したものではないこと、及び、**b** 公認審査員の資格停止は、理事の解任とは別問題であるのだから、仲裁パネルの決定を受け入れてしかるべきと考える。